

大和市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第16号

大和市契約規則の一部を改正する規則

大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「一」に改める。

第6条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第8条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第20条第6号中「かね」を「兼ね」に改める。

第37条第1項第7号中「損害金」の次に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第40条第1項第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第42条及び第43条を次のように改める。

#### 第42条及び第43条 削除

第43条の2第2項第3号中「<sup>か</sup>瑕疵担保債務」を「引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合（以下「契約不適合」という。）の保証に係る債務」に、「<sup>か</sup>瑕疵」を「契約不適合」に改める。

第46条第1項中「1日について契約金額の1,000分の1に相当する割合」を「、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率」に改める。

第47条第1項に次のただし書を加える。

ただし、本市の責めに帰すべき理由による場合を除く。

第47条第1項に次の2号を加える。

(7) 正当な理由なく、第86条第1項の履行の追完がなされず、相当の期間を定めてその履行の催告をしてもその期間内に履行がないとき。

(8) 個別の契約において定める解除権を行使できる場合に該当したとき。

第49条に次のただし書を加える。

ただし、契約の相手方の責めに帰すべき理由による場合を除く。

第62条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）

第62条第4項中「主任技術者、監理技術者」を「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）」に改める。

第63条第1項及び第2項中「主任技術者、監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

第67条第2項中「<sup>かし</sup>瑕疵」を「契約不適合」に改め、同条第4項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第74条中「第67条第1項」を「第76条第1項」に改める。

第86条を次のように改める。

（工事に係る契約不適合責任）

第86条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、当該工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、その履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項本文の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、当該催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、工事目的物に契約不適合があるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合においては、前3項の規定による履行の追完の請求若しくは催告又は代金の減額の請求を要件としない。

第86条の次に次の1条を加える。

（契約不適合責任期間等）

第86条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第77条（第79条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、引渡しを受けたときから請求等を行うことができる期間について設計図書で別段の定めをした場合は、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲でその図書の定めるところによる。

4 第1項又は第2項の請求等は、発注者がその工事目的物に係る具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等を示した書面をもって、受注者に通知することにより行う。

5 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

6 発注者は、第1項又は第2項ただし書の規定により請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

7 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

9 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

10 当該契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、前各項の規定は適用しない。

11 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示に

より生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第90条第1項中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第99条を次のように改める。

（物品に係る契約の不適合）

第99条 市長は、第95条の規定により本市に所有権が移転した物品が種類、品質又は数量に関して当該契約の内容に適合しない場合は、その不適合（次項において「物品に係る契約の不適合」という。）について、当該契約の相手方に対し、民法の規定による履行の追完の請求、代金減額請求及び損害賠償の請求をし、並びに当該契約を解除することができる。

2 第86条の2第3項及び第11項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第86条の2第11項中「工事目的物の契約不適合」とあるのは、「物品に係る契約の不適合」と読み替えるものとする。

第102条第2項中「<sup>か</sup>の瑕疵について」を「が種類、品質又は数量に関して当該契約の内容に適合しないものであったとしても、その」に改める。

第106条第1項中「第7章」の次に「及び第99条」を加え、「及び第87条」を「から第87条まで」に、「」に」を「」と」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第62条及び第63条の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。